

社会福祉法人崎浦福社会行動計画

1 計画期間 令和2年 1月 6日～ 令和4年 3月 31日

2 内容

目標1 育児をしていない従業員も含めた、働き方の見直しに資する
多様な労働条件を整備する
年次有給休暇を効率的に取得する。

対策

- ・ 令和2年 1月～ リーダー職員への目標周知
- ・ 令和2年 4月～ ノー残業デー・ノー残業週間の設定とポスターによる
職員への周知
- ・ 令和2年 7月 職員との面談
- ・ 令和3年度 職員一人あたり年間10日の有給休暇取得
4日間の連続休暇取得
- ・ 令和4年度 職員一人あたり年間11日の有給休暇取得
5日間の連続休暇取得